傳へられる。 はれ、櫻木も櫻畠も悉く連續の地であつたと はれ、櫻木も櫻畠も悉く連續の地であつたと 地で、昔はこゝから犀川河岸へかけて、櫻樹

の即内であつたとするが、信じられぬ。 かた。 郷尾記に、この地機の四郎といふものかた。 郷尾記に、この地機の四郎といふものが、明治五年村社に列し、今の社號に改めた。 郷尾記に、この地機の四郎といふもの がったが、明治五年村社に列し、今の社號に改 がった。 の即内であつたとするが、信じられぬ。

サクラギジンジャ 櫻木神社 鴎至郡鵜川にあつたが、今同地管原神社に併合した。能管名跡志に、『此の岡を櫻木といふ。則櫻木の宮あり。境內に御手洗の井とて葉水あり。能作なり。境內に御手洗の井とて葉水あり。能行なり。境內に御手洗の井とて葉水あり。能でありしに、平治年中鵜川合戦の時、兵火の為に退轉の由。』とある。この社の境内であつた所に胸高周圍八米三の老杉があり、それを櫻木の大杉というてゐる。明治以前はこゝに天狗が住むと信ぜられて、毎年四五回萬燈を天狗が住むと信ぜられて、毎年四五回萬燈を新じて祭つた。

アクラダ 櫻田 石川郡大野庄に属する部

のうち尻田に越える峠。高さ二六一米。 サクラタウゲ 櫻峠 鳳至郡宮地から常目

サクラダキ 櫻瀧 原至郡深見川の上流にある瀧。

サクラダキ 櫻瀧 鳳至郡仁岸川の上流に

代前田綱紀の女節姫は、廣島侯淺野吉長に嫁サクラダゴゼンを櫻田御前が四濱藩主第五は

いふ。して、櫻田御前と呼ばれた。又安藝御前とも

し、櫻田御前と呼ばれた。 代前田吉德の女喜代姫。廣島侯淺野宗恒に嫁代前田吉徳の女喜代姫。廣島侯淺野宗恒に嫁

大野湊神社に合祀せられた。 大野湊神社に合祀せられた。 佐那武神主河崎氏の衆勤した土神であつた。 佐那武神主河崎氏の衆勤した

サクラバタケ 櫻島 金澤の町名で、今一番丁より十番丁まである。此の地は犀川緑のである。昔は泉野新村の荒地で、人家もなく、である。昔は泉野新村の荒地で、人家もなく、である。昔は泉野新村の荒地で、人家もなく、である。昔は泉野新村の荒地で、人家もなく、である。昔は泉野新村の荒地で、人家もなく、である。昔は泉野新村の荒地で、人家もなく、である。昔は泉野新村の荒地で、人家もなく、標樹のみ植ゑてあつた」という。 様古所に被定。依之居屋敷之外、於所々鐵炮 打候儀被停止。』とある。延寶金澤圖にはこの 角場を二十間に三十間と記してある。

サクラヰクエモン 櫻井九右衞門 滁四百石。大坂再役に 青屋 口にて 敵首一つを 取つた。子無く、池田二代治部左衞門の工男八十郎を養なく、池田二代治部左衞門の五男八十郎を養子としたが、父子不和の爲に之を返し、遂に子としたが、父子不和の爲に之を返し、遂に

はないと記する。 鎮座するとあるが、同郡に櫻井郷といふもの 薬師村若宮八幡の社配に、當社は櫻井の郷に 薬師村若宮八幡の社配に、當社は櫻井の郷に

サクラヰサプロエモン 櫻井三郎右衞門

河北郡高松の人。天正十二年末森の役の起つた時、前田利家の為に敵情を告げ、且つ嚮導した功に依り、三郎右衞門並びに村民の宅地を謝する為、天明中三郎右衞門並びに村民の宅地英之社と稱し、嘉永二年之を額之社の境内に選したが、明治八年地租免除を止められるに及び、更に碑を英之社の傍に建て、祠は大正及び、更に碑を英之社の傍に建て、祠は大正及び、更に碑を英之社の相殿とした。三郎右衛門は又嘗て羽咋郡太田から大海川の水を引ること延長二里二十四町、以て加能の田地四くこと延長二里二十四町、以て加能の田地四くこと延長二里二十四町、以て加能の田地四くこと延長二里二十四町、以て加能の田地四方不生と延長二里二十四町、以て加能の地の港等。

二月廿二日歿。享年七十四。 梅室の父で、俳諧を希因に母んだ。寛政二年 神の女子・神智を 金澤の俳人。

サクラヰトモチカ 櫻井知親 通稱木曾右衛門、初め焉哉。爲兵衞正可の三男。寬文十一年俸十人扶持を得て御坊主となり、延寶五一年御馬廻に轉じ、元文三年八十三歳を以て九年御馬廻に轉じ、元文三年八十三歳を以て九年御馬廻に轉じ、元文三年八十三歳を以て郡絕した。

サクラヰバイシツ 櫻井梅室 金澤の俳人。本森で、江戸・京都及び金澤に住し、嘉永四年四人、江戸・京都及び金澤に住し、嘉永四年四人、江戸・京都及び金澤に住し、嘉永四年四人、江戸・京都及び金澤に住し、嘉永四年四人、江戸・京都及び金澤に住し、嘉永四年四人、江戸・京都及び金澤に住し、嘉永四年四人、江戸・京都及び金澤に住し、嘉永四年四人、江戸・京都及び金澤に住し、嘉永四年四人、江戸・京都及び金澤に住し、嘉永四年四人、江戸・京都及び金澤に住し、嘉永四年人。

一個では、 一のでは、 

不行狀を以て攺易せられた。時に廿六歳。 木曾右衞門。寬保三年幼少で父作右衞門正方の祿三の一を襲ぎ、寶曆四年本知二百石に復の祿三の一を襲ぎ、寶曆四年本知二百石に復

け、明和元年四月七十歳を以て歿した。子孫 の嫡統は世々相繼いで藩の御右筆を勤めた。 馬廻に班し、元祿四年七十九歳を以て歿。そ となり、三年二百五十石を受け、天和二年御 父海惠基安は松平忠直に仕へたが、慶長の末 元祿五年父の二百五十石を襲いで自分知を除 將となり、<br />
寬文三年新知百五十石を受け、<br />
十 初諱正晟。爲兵衞正可の嫡子。萬治二年中小 **寶曆四年御鐵醫に召出されて俸十人扶持を受** した。正可正保二年前田利常に仕へて大小將 一年五十石を加へ、延寶五年大小將に列し、 浪人して郷里河内丹南郡に退き、寛文三年歿 サクラヰリヨウゲン サクラヰマサヨシ 櫻井正可 通稱為兵衛。 サクラヰマサヨ 正徳元年五月朔六十八歳を以て歿した。 櫻井正世 櫻井了元 通稱平十郎。

近日の官符、定諸國例進地子雞物のうちに『加サケ 鮭 政事要略所載延長十四年八月十

了元・大順・了元直寬等相綴ぐ。

## サクーサケ